

【目次】

1 制度（第2弾）の趣旨

- 問1-1 どのような制度でしょうか。
- 問1-2 どのような支援を受けられますか。
- 問1-3 補助金額は定額ですか。事業者によって金額が変わったりしますか。

2 支援対象等（第2弾）

- 問2-1 補助対象者はどのような事業者ですか。
- 問2-2 県から補助事業の確認を受けていない場合は、対象にならないのでしょうか。
- 問2-3 県からの上乗せ補助の対象となる国補助金について教えてください。
- 問2-4 「中小企業等事業再構築促進事業」について教えてください。
- 問2-5 「中小企業生産性革命推進事業」について教えてください。

3 県への申請手続き関係

- 問3-1 申請書類（第2弾）はどこで入手できますか。
- 問3-2 申請書類（第2弾）はどこに提出するのですか。
- 問3-3 受付期限（第2弾）はありますか。
- 問3-4 申請書類（第2弾）の書き方が分かりません。どこかで相談に乗ってもらえませんか。
- 問3-5 交付申請（第2弾）の期限はありますか。
- 問3-6 管轄が違う産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）へ申請してよいでしょうか。
- 問3-7 直接県庁へ提出してよいでしょうか。

## 1 制度（第2弾）の趣旨

（問1-1）どのような制度でしょうか。

（答）国が令和3年度補正予算及び令和4年度予備費予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業（中小企業：最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠〔上乘せ補助対象は第6回公募から第8回公募〕）、中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金〔上乘せ補助対象は10次締切から12次締切〕の回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業に対し、県が上乘せ補助を実施します。

**ただし、以下の条件を全て満たす事業に限ります。**

**・令和5年9月29日までに事業計画を提出し、確認を受けていること**

**・国補助金の額の確定日が、令和7年2月1日以降であること**

（問1-2）どのような支援を受けられますか。

（答）国が提示している活用イメージ（例）は以下のとおりです。

### ① 中小企業等事業再構築促進事業（国）

例）航空機部品製造業が、ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げる際の費用の一部を補助

例）飲食業（居酒屋経営）が、オンライン専門の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応する際の費用の一部を補助

例）小売業（衣料品販売）が、ネット販売やサブスクリプションサービス事業に業態を転換する際の費用の一部を補助

### ② 中小企業生産性革命推進事業（国）

<ものづくり・商業・サービス補助金（回復型賃上げ・雇用拡大枠）>

例）賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は、生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等に要する費用の一部を補助

（問1-3）補助金額は定額ですか。事業者によって金額が変わったりしますか。

（答）補助対象者に対して、以下の補助率・補助上限額の範囲内で補助金を交付します。

### ① 事業再構築補助金（国）の拡充（第6回公募から第8回公募）

・「最低賃金枠」・「回復・再生応援枠」（中小企業）

補助率：8/10（国 3/4、県 1/20）

上限額：1,600万円（国 1,500万円、県 100万円）【従業員数 21人以上】

1,067万円（国 1,000万円、県 67万円）【従業員数 6～20人】

534万円（国 500万円、県 34万円）【従業員数 5人以下】

・「グリーン枠」（中小企業）

補助率：6/10（国 1/2、県 1/10）

上限額：10,500万円（国 10,000万円、県 500万円）

・「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」（中小企業）

補助率：8/10（国 3/4 [従業員数に応じ、500、1,000、1,500万円超は 2/3]、県 1/20）

上限額：4,288万円（国 4,000万円、県 288万円）【従業員数 51人以上】

3,213万円（国 3,000万円、県 213万円）【従業員数 21～50人】

2,142万円（国 2,000万円、県 142万円）【従業員数 6～20人】

1,071万円（国 1,000万円、県 71万円）【従業員数 5人以下】

・「通常枠」（中小企業）

補助率：最大 3/4（国 2/3 [補助金 6,000万円超は 1/2]、県 1/12）

上限額：最大 8,100万円（国最大 8,000万円、県 100万円）

②ものづくり・商業・サービス補助金（国）の拡充（10次締切から12次締切）

・「回復型賃上げ・雇用拡大枠」

補助率：3/4（国 2/3、県 1/12）

上限額：1,407万円（国 1,250万円、県 157万円）【従業員数 21人以上】

1,125万円（国 1,000万円、県 125万円）【従業員数 6～20人】

844万円（国 750万円、県 94万円）【従業員数 5人以下】

・「グリーン枠」

補助率：3/4（国 2/3、県 1/12）

上限額：2,250万円（国 2,000万円、県 250万円）【従業員数 21人以上】

1,688万円（国 1,500万円、県 188万円）【従業員数 6～20人】

1,125万円（国 1,000万円、県 125万円）【従業員数 5人以下】

なお、県の補助金額の算定は、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

県の補助金額 = 国補助金の補助対象経費<sup>※</sup> × 県の補助率

※交付決定時の補助対象経費又は額の確定時の補助対象経費のいずれか低い額

## 2 補助対象等（第2弾）

（問2-1）補助対象者はどのような事業者ですか。

（答）国補助金の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業（県内に本社所在地〔個人事業者の場合は住民票に記載の住所〕を有する事業者）が対象です。ただし、本補助金の交付を受けるためには、国補助金の採択後、令和5年9月29日までに事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。

（問2-2）県から補助事業の確認を受けていない場合は、対象にならないのでしょうか。

（答）県の交付申請の前に、県から補助事業の確認を受ける必要があります。確認を受けていない事業者は、県の交付申請をすることは出来ませんので、補助の対象外となります。

事業計画書は、令和5年9月29日（金）をもって受付を終了しました。

（問2-3）県からの上乗せ補助の対象となる国補助金について教えてください。

（答）県からの上乗せ補助の対象となる国補助金（令和3年度補正予算及び令和4年度予備費予算で計上）は、「中小企業等事業再構築促進事業」及び「中小企業生産性革命推進事業」で実施される補助金となります。ただし、「中小企業等事業再構築促進事業」（上乗せ補助対象は第6回公募から第8回公募）においては、中小企業（最低賃金枠）、中小企業（回復・再生応援枠）、中小企業（グリーン成長枠）、中小企業（原油価格・物価高騰等緊急対策枠）及び中小企業（通

常枠)に、「中小企業生産性革命推進事業」においては、ものづくり・商業・サービス補助金(上乘せ補助対象は10次締切から12次締切)のうち回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠に限りま

す。

**ただし、以下の条件を全て満たす事業に限ります。**

**・令和5年9月29日までに事業計画を提出し、確認を受けていること**

**・国補助金の額の確定日が、令和7年2月1日以降であること**

(問2-4)「中小企業等事業再構築促進事業」について教えてください。

(答) 国が令和3年度補正予算及び令和4年度予備費予算で計上した事業であり、新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又は、これらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築に意欲のある中小企業等を支援するものです。

補助対象者、補助要件等は、国(経済産業省)のホームページをご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)

(問2-5)「中小企業生産性革命推進事業」について教えてください。

(答) 国が令和3年度補正予算で計上した事業であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に資する設備導入や販路開拓への投資、ITツールの導入等に意欲のある中小・小規模事業者等を支援するものです。

ものづくり・商業・サービス補助金(回復型賃上げ・雇用拡大枠)は、業況が厳しい事業者であって、賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を行う中小企業等を支援するものとなります。

ものづくり・商業・サービス補助金(グリーン枠)は、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う中小企業等を支援するものになります。

補助対象者、補助要件等は、国(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)のホームページをご確認ください。

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

### 3 県への申請手続き関係

(問3-1)申請書類(第2弾)はどこで入手できますか。

(答) 長野県のホームページからダウンロードいただくか、産業・雇用総合サポートセンター(問3-2参照)にて配布しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/kouzou-tenkan2.html>

(問3-2)申請書類(第2弾)はどこに提出するのですか。

(答) 以下の産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局 商工観光課)に電子メール、郵送・持参にてお願いします。

- ・ 佐久：〒385-8533 佐久市跡部65-1(電話0267-63-3158) saku-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 上田：〒386-8555 上田市材木町1-2-6(電話0268-25-7185) ueda-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 諏訪：〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10(電話0266-53-6000) suwa-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 上伊那：〒396-8666 伊那市荒井3497(電話0265-76-6829) kami-support@pref.nagano.lg.jp

- ・ 南信州：〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678（電話 0265-53-0432）minami-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 木曽：〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1（電話 0264-25-2228）kiso-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 松本：〒390-0852 松本市大字島立 1020（電話 0263-40-1932）matsu-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 北アルプス：〒398-8602 大町市大字大町 1058-2（電話 0261-23-6523）kita-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 長野：〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1（電話 026-234-9528）naga-support@pref.nagano.lg.jp
- ・ 北信：〒383-8515 中野市大字壁田 955（電話 0269-23-0219）hoku-support@pref.nagano.lg.jp

（問 3 - 3）受付期限（第 2 弾）はありますか。

（答）令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 2 月 13 日（金）【消印有効】までの間に県に提出する必要があります。

ただし、予算額の上限に達し次第、受付終了となる場合があります。

（問 3 - 4）申請書類（第 2 弾）の書き方が分かりません。どこかで相談に乗ってもらえませんか。

（答）産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）で書き方などの相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

（問 3 - 5）交付申請（第 2 弾）の期限はありますか。

（答）令和 8 年 2 月 13 日（金）【消印有効】が期限となります。

以下の条件を全て満たす事業に限ります。

- ・ 令和 5 年 9 月 29 日までに事業計画を提出し、確認を受けていること
- ・ 国補助金の額の確定日が、令和 7 年 2 月 1 日以降であること

（問 3 - 6）管轄が違う産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）へ申請してよいでしょうか

（答）本社所在地の市町村を管轄する産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）にご申請ください。

（問 3 - 7）直接県庁へ提出してよいでしょうか

（答）県庁では受付していませんので、最寄りの産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課）へご提出をお願いします。